

始し、扶養手当を受けていた職員が離職し、または死亡した場合においてはそれが離職し、または死亡した日、扶養手当を受けていた職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてについて同項第二号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日、その月の初日である月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出

が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

3 扶養手当は、これを受けていた職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合は扶養手当を受けていた職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの的一部について同項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

二、六月一日 ～ 同日以前十二月以内の期间

2 ① 第十六条 勤勉手当は、三月一日、六月一日および十一月一日（以下この条においてこれらの人を「基準日」という。）それぞれに在職する職員に対し、次の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
② 第十六条の規定による改正後の条例の規定及び附則第七項から第九項までの規定は、昭和四十一年一月一日から適用する。
（切替日から施行日の前日までの間の異なる改正前の条例の規定による号給等）

3 昭和四十年九月一日（以下「切替日」という）からこの条例の施行日の前日までの間において、第一条の規定による

改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級またはその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち村長の定める職員の同条の規定による改正後の条例の規定による當該適用または異動の日における号給または給料月額及びこれらを受けることとなる期間の総額は、前項の職員がそれぞれの基合におい任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれの基合におい任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれの基

准日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる基準日の区分に応ずる割合を乗じて得た額の総額をこえはならない。

2、六月一日 百分の四十
二、六月一日 ～ 同日以前十二月一日 百分の三十
二、六月一日 ～ 同日以前十一月一日 百分の三十一
二、六月一日 ～ 同日以前十月一日 百分の三十一
二、六月一日 ～ 同日以前九月一日 百分の三十一
二、六月一日 ～ 同日以前八月一日 百分の三十一
二、六月一日 ～ 同日以前七月一日 百分の三十一
二、六月一日 ～ 同日以前六月一日 百分の三十一
二、六月一日 ～ 同日以前五月一日 百分の三十一
二、六月一日 ～ 同日以前四月一日 百分の三十一
二、六月一日 ～ 同日以前三月一日 百分の三十一
二、六月一日 ～ 同日以前二月一日 百分の三十一
二、六月一日 ～ 同日以前一月一日 百分の三十一
二、六月一日 ～ 同日以前十二月一日 百分の三十一

3 附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けた号給または給料月額は同条例及びこれに基づく規則に従つて定められたものでなければならない。

4 （切替日前の異動者の号給等の調整）
4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び村長の定めるこれに準ずる

必要があるときは、専問委員を置くことができる。

- 8 専問委員はその専問事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

- 9 委員及び専問委員は非常勤とする。協議会の会議は、会長が必要と認めるときまたは委員総数の三分の一以上の者から招集の請求があるときは会長が招集する。

- 10 11 協議会は幹事若干名を置く。

- 12 幹事は、村職員のうちから村長が任命する。

- 13 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(会議)

- 第四条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

- 第五条 協議会の庶務は、村庁民政課において処理する。

(委任規定)

- 第六条 この条例の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

附

この条例は、公布の日から施行する。

度会村保育所長等の給与に関する規則

第六号

する条例
右公布する

昭和四十一年三月十日

三重県度会村長 大野真賀

度会村保育所長等の給与に関する規則

第一条 この条例は、度会村保育所長及び渡舟夫（以下「所長等」という）に支給する給料または報酬以外の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 所長等には、給料または報酬のか、扶養手当及び期末賞与を村職員の例により支給する。ただし、期末賞与の額については、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一、六月 百分の百

二、十二月 百分の百

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年十二月十五日から適用する。

度会村条例 第七号

度会村立学校教職員通勤手当支給条例

右公布する

昭和四十一年三月十日

三重県度会村長 大野真賀

度会村立学校教職員通勤手当支給条例

第一条 度会村教育委員会所属の学校教職員であつて伊勢市その他本村以外の市町に居住し、本村立小・中学校に通勤する者に対し通勤手当を支給する。

第二条 前条の通勤手当は、交通機関等を利用し、かつ、その運賃を負担すること

を常例とする教職員で三重県から通勤手当を支給されている対象者に対し支給するものとし、その月額は、千六百円とする。ただし、交通機関等の運賃から当該教職員が三重県から支給される通勤手当の額を控除した額が千六百円に満たないときは、その額とする。

第三条 この条例の実施に関し必要な事項は、村長が定める。
附 則
この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。